

## 令和6年第2回市議会定例会において不採択となった請願

番号	請願 第1号	受理年月日	令6. 6. 4
件名	2024年12月2日実施予定の健康保険証の廃止に伴う国民の不安と混乱を避けるため、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を一定期間認めることを求める意見書提出について		
結果	令和6. 6. 27 第2回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、令和6年12月2日実施予定の健康保険証廃止に伴う国民の不安と混乱を避けるため、一定期間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を認めよう、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が5年6月9日に公布され、6年12月2日に保険証が廃止されるが、廃止日の時点で交付済の保険証は、廃止された後も最大1年間は有効となり、また、廃止後は、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証利用登録をしていない方などには資格確認書が、マイナ保険証利用登録をしている方には資格情報のお知らせが交付されることになる。

本市国民健康保険においては、6年度に交付した保険証の有効期限については、保険税滞納のため短期保険証が交付されている方は7年3月31日、6年12月以降に70歳の誕生日を迎える方は誕生月の月末、6年度中に6歳の誕生日を迎える方は7年3月31日とするなど、有効期限が異なる事例を除いて、7年11月30日とし、6年12月2日の保険証廃止以降も使用できることとしており、12月2日以降の新規加入者や保険証の有効期限が到来した方などについては、マイナ保険証利用登録の有無により、資格確認書または資格情報のお知らせを職権交付することになる。

また、本市国民健康保険としては、国から、12月2日の健康保険証の廃止に向け、マイナ保険証利用率の目標値の設定を求める通知がなされたことを受け、6年11月における目標値を50%とすることを6年2月に掲げたところである。

なお、12月2日以降、一定期間、現行の保険証とマイナ保険証を併用することについては、技術的には可能であるものの、予算の議決等に基づき、既にシステム改修等を行っていることから、新たな改修費用が発生することに加え、資格確認書や資格情報のお知らせ

の交付をどのようにしていくのかなどの懸念が生じることになるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「これまでマイナンバーカードの取得は任意とされてきたが、現行の健康保険証の廃止はマイナンバーカードの事実上の取得義務となり、法律上も大きな問題である。本請願は、一定期間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を求める意見書の提出を求めていることから、我が会派としては、本件については採択したい」という意見、「本請願は、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を一定期間認めるよう、国に対し意見書の提出を求めるものであるが、請願紹介議員の説明において、「一定期間」とは、マイナ保険証の利用率が少なくとも 50%以上となるまでの期間であることが明らかになり、また、当局の説明によると、国からの要請に応じ、6年2月に本市国民健康保険におけるマイナ保険証の利用率に関する目標値の設定を行った際、利用率 50%の達成を6年11月に設定したとのことであり、さきの本会議で明らかになったように、本市国民健康保険の6年4月時点でのマイナ保険証の利用率は 17.45%であることから、当局が設定している目標を達成できる可能性は高いと考える。さらに、現行の保険証は、7年11月30日まで有効であることに加え、マイナ保険証を持たない方々には資格確認書の交付を行うこととしていることから、これらを総合的に勘案すると、本件については不採択としたい」という意見、「我が会派としては、マイナンバーカードのひもづけ誤りなどの調査解決などが道半ばであり、国民の懸念がまだ払拭されていないことから、マイナ保険証の利用率も低い状態にあると考えており、紙の保険証を廃止することで、国民や医療機関の混乱が想定されることから、本請願にあるように、現行の健康保険証とマイナ保険証を両立する必要があると考える。また、本請願における「一定期間」とは、マイナ保険証の利用率が 50%以上になるまでとのことであるが、当局の説明によると、本市国民健康保険としては、6年11月末までにマイナ保険証の利用率を 50%とする目標を設定しているが、12月2日以降、この水準に達するまで、現行の保険証とマイナ保険証を両立することについては、コストはかかるものの、技術的には可能であるとの見解も示されたことから、本件については採択したい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。